１．ＤＳＧ全体の役割・責任分担

本項は，ＤＳＧ全体について，防衛装備庁・サービス提供事業者・利用者の三者の役割・責任分担を示す。

1.1 三者の役割

主体	役割（考え方）
防衛装備庁	ＤＳＧの統制者。求める要件を定め，可否を承認し，遵守状況を監督する。
サービス提供事業者	ＤＳＧを整備・運用・提供する実施者。要求された機能・セキュリティ・品質を実現し，その品質保証責任を負う。
利用者	ＤＳＧを利用する主体。与えられた利用範囲において，自らが扱うデータ及びアカウントについて責任を負う。

2.1 観点別責任分担

防衛装備庁が要求と統制を担い，サービス提供事業者が実現と品質保証を担い，利用者が自らの利用範囲について責任を負う。具体的な役割分担は，次の観点別責任分担による。

観点	利用者	事業者	防衛装備庁	主な分担の考え方
アカウント・認証・権限	△	◎	○	実装・管理は事業者，権限・可否の承認は防衛装備庁，利用者は付与された権限の範囲で利用
ログ取得・保管・提供	△	◎	○	取得・保管は事業者，監査要求・提供先の判断は防衛装備庁，利用者は自らの操作に係るログの確認・提示に協力
監視・インシデント対応	△	◎	○	一次対応は事業者，対外報告・判断は防衛装備庁，利用者は自領域の事象の報告・調査に協力
鍵管理・復号統制	–	◎	○	復号可否の統制権は防衛装備庁が保持，鍵運用は事業者が実務
データ管理 （主権・返却・削除）	△	◎	○	国内保管・返却・削除は事業者が実施，要求・確認は防衛装備庁，利用者は自らが扱うデータの適正な取扱いに責任
運用・保守 （脆弱性・パッチ・変更）	△	◎	○	基盤及び各サービスは事業者，承認は防衛装備庁，利用者は自らの利用環境の対応
バックアップ・ＢＣＰ／ＤＲ	–	◎	○	実施は事業者，発動判断・可用性水準の承認は防衛装備庁
利用範囲・利用条件の遵守	◎	○	○	定められた範囲・条件での利用は利用者，逸脱の監視は事業者，条件の設定は防衛装備庁

※バックアップ観点：サービス提供基盤を対象とし，利用者の端末は対象外

凡例： ◎ 主体的に実施 ／ ○ 承認・可否判断・監督 ／ △ 分担範囲において実施・協力 ／ – 報告受領・直接関与なし

２．インフラ提供サービスの役割・責任分担

本項は，インフラ提供サービスについて，ＯＳ／仮想マシン（ＶＭ）境界を原則の分界線とし，基盤側を事業者，ＯＳ以上を利用者とする役割・責任分担を示す。

2.1 レイヤ別責任分担

レイヤ	主な対象	操作・責任主体	補足
アプリ／データ	業務アプリ，データ，アプリログ	利用者	業務責任領域
ミドルウェア	ＤＢ，Ｗｅｂ／ＡＰサーバ，ミドルウェア設定	利用者	個別構成に依存
ＯＳ	ＯＳ設定，パッチ，ＯＳログ，ユーザ設定	利用者	利用者側との境界
仮想マシン（ＶＭ） ※分解点	ＶＭ作成・削除・変更（割当枠内）， ＮＷ設定（セグメント内）， ＩＳＯマウント（許可範囲内）	利用者／事業者	割当枠内での操作は 利用者が責任を負う
	ＶＭ枠・テンプレート・ ＮＷ接続先・上限制御	事業者	利用可能なリソースを 事業者が統制
仮想化基盤	ハイパーバイザ，仮想ＮＷ，管理基盤	事業者	共通基盤管理
物理基盤	サーバ，ストレージ，ＮＷ機器，設備	事業者	基盤提供責任

分界線：ＯＳ以上とＶＭ／基盤側を分ける責任分界線。ＶＭ（分界点）内は，割当枠内で利用者に開放する利用領域と，事業者が管理する運用領域を分ける。ただし，インフラ提供サービスで提供するサービスに変更が生じる場合は都度責任分担を見直す。

2.2 機能・領域別の役割分担

機能・領域	利用者の担当	事業者の担当
リソース操作 （ＶＭ・ＣＰＵ・メモリ・ストレージ）	割当枠内でのＶＭ作成・変更・削除	割当枠・上限・テンプレートの設定と管理
ネットワーク	払い出されたセグメント内の設定	セグメントの払い出し・接続先の管理
イメージ・テンプレート	許可範囲でのイメージ利用・持込	利用可否・配布範囲の管理
ログ・監視	ＯＳ以上のログの保持・提示	基盤ログの取得，操作ログの保持・共有
バックアップ・復元	割当枠内でのセルフ取得・復元	定期取得及び基盤の復元
障害対応	ＯＳ以上の切り分け・復旧	基盤側の一次切り分け・利用者への引渡し